

一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会  
 混和式・イオン交換式次亜塩素酸水充填商品  
 認定マーク付与基準

2020年10月26日

●原料

- ① 全ての原料について、受け入れ時に、規格基準を満たすことを確認し、製造年月日、受入れ年月日、検査結果を明記した「受入れ検査記録」が保管され、確認できること。(3年保管)
- ② 食品添加物基準の次亜塩素酸ナトリウムであり、以下の基準を満たすもの  
 公益社団法人日本水道協会 (JWWA) 2級規格以上、またはそれに準ずるもの  
 製造後、2ヵ月以内のもの

JWWA (公益社団法人日本水道協会) 二級規格			
項目	製品Ⅰ	製品Ⅱ	適用試験箇条
有効塩素 %	12.0 以上	12.0 未満	5.4.1
外観	淡黄色の透明な液体		5.4.2
密度 (比重) (20℃)	1.16 以下	案分値以下 <sup>a)</sup>	5.4.3
遊離アルカリ %	2 以下		5.4.4
臭素酸 mg/kg	100 以下	案分値以下 <sup>b)</sup>	5.4.5
塩素酸 mg/kg	10 000 以下	案分値以下 <sup>c)</sup>	5.4.6
塩化ナトリウム %	4.0 以下	案分値以下 <sup>d)</sup>	5.4.7

- ③ 使用する酸およびその他の原料  
 食品または食品添加物の基準を満たすこと
- ④ 使用水  
 上水以上の基準を満たし、フィルタリング等により有効塩素濃度の失活の原因となる金属酸化物の除去を行ったもの。製造用水が、食品衛生法に基づく「飲用適」の水であるか確認できるもの。  
 ※毎年1回、4月に水質検査(食品製造用水26項目)を実施し、工業会に提出。
- ⑤ 生成水の製造日が、製造基準を満たす期間内の、有効な原料を使用していること。

●容器

- ① 工業会の規格基準を満たす遮光性をもった容器に充填されていること  
 (容器の遮光基準に関しては、正会員で協議の上、現時点で対応可能な基準を制定し、2021年3月までに新たな規格基準制定してレベルアップする予定)
- ② スプレー、プッシュポンプ等の装備品・付属品に関しては、有効塩素濃度の失活要因となる金属部品を使用しないもの、または生成液と接触しない構造が確認できるもの。

※付属品として、金属バネ等を使用したスプレー容器等を提供する場合、有効塩素濃度の失活を考慮した、使い切りの期間を明示した取扱説明が付属されていること。

- ③ 充填前の容器保管に際して、使用容器へのコンタミネーションの混入防止対策がなされた保管方法が実施されていること。

#### ●製造

- ① 使用原料の受入検査記録を確認し、特に次亜塩素酸ナトリウムの製造後経過期間に応じた、適切な製造・調整方法が確立されていること
- ② 生成液の検査方法が、工業会の基準を満たすこと  
検査頻度：製造バルク毎または、一定製造量ごと  
有効塩素濃度の測定方法：機械的に数値が確定できるもので、工業会が推奨するメーカー・機種の中のいずれかを用いていること。目視による比色法によるものは認めない。  
pH 測定方法：製造日当日に校正を行なった、信頼しうる pH 測定器によって測定すること。目視による比色法によるものは認めない。
- ③ 製品検査記録が適切に保管され、確認できること（3年保管）
- ④ 衛生区域と、準衛生区域、その他のエリアに衛生管理がなされた工場で製造されていること
- ⑤ 金属酸化物を含むコンタミネーションの防止対策が十分になされた充填体制で製造されていること
- ⑥ 有効塩素の失活を加速しない材質の機械・器具によって製造されていること
- ⑦ 製造時の製造責任者が明記された検査記録が確認できること（3年保管）
- ⑧ 製造日報、充填日報により、製造量、充填数量、必要過程での検査検品結果等が確認できること（3年保管）
- ⑨ 製造工程、使用機械・器具を混和式次亜塩素酸水充填商品認定マーク付与基準確認票に記入（企業秘密に該当しない範囲で）

#### ●製品の規格基準

pH=原則として、 $5.0 \leq \text{pH} \leq 6.5$ とする。

有効塩素濃度 ACC（そのまま使用するタイプ）：

製造時  $50\text{mg/L} < \text{ACC} < 200\text{mg/L}$

有効塩素濃度 ACC（上水で、ユーザーが希釈するタイプ）：

製造時  $200\text{mg/L} < \text{ACC} < 800\text{mg/L}$

- ※ ただし、製造時有効塩素濃度が 400mg/L 以上の製品に関しては、製造後の pH 低下、有効塩素濃度 ACC 低下、塩素酸量の増加に関する検証資料を工業会に提出し、使用期限に関する表記について工業会の承認を得る。同時に「ユーザーが必ず希釈使用する必要がある」旨を、特別に目立つかたちで製品に明記する。
- ※ 工業会において、6 ヶ月の、工業会が定める経時安定性試験を実施し、安定性試験の結果が確定後、使用期限の記載を改める必要があると判断された製品に関しては、2 ヶ月の猶予期間内に、製品記載の使用方法で 50mg/L 以上の有効塩素濃度を保証できる使用期限の表記に改める。

#### ●商品表記および広告等の表示・告知

- ① 工業会の定める項目がすべて記載された商品表記であること
  - (ア)製造年月日を、最終ユーザーが容易に視認できるよう表記され、有効期間または使用期限が明確に記載されている
  - (イ)製造時の有効塩素濃度の記載があること
  - (ウ)「使用上の注意」及び「応急処置」に関する適切な表記がなされている
  - (エ)法令に従った、適法な表記である
  - (オ)国際単位系 (SI 単位) に従った、正しい単位表記がなされている
- ② 販売の告知にあたり、薬機法、景品表示法等の関連法規を遵守した表記がなされていること
- ③ 工業会が定める表示・告知が必要な内容、および表示・告知してはならない内容に関しては、法令に規定がない場合でも、工業会の定めに従った表示を行う

#### ●流通・保管

- ① 原料および調合バルク、半製品、製品の保管に関して、工業会の定める基準に従った方法で保管されていること  
(直射日光が当たらない、涼しい場所での保管)
- ② 使用期限を超えた商品の出荷・販売を行わない
- ③ 販売者に対して、適切な保管および法令に準じた告知を実施するように指導し、遵守できない販売者に対しては販売を行わない
- ④ 販売者が使用期限を超えた商品の出荷・販売を行わないよう指導する

※流通に関しては、これまでの慣習を改善するように、工業会から流通業界に対して申し入れる必要があると考えています。